

「川崎市国民健康保険 第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）及び第4期特定健康診査等実施計画」（案）に関する意見募集の実施結果について

1 概要

川崎市国民健康保険では、生活習慣病予防を目的とした特定健康診査等実施計画と、保健事業を効果的かつ効率的に実施するためのデータヘルス計画を一体的に策定した『川崎市国民健康保険 第2期データヘルス計画（第3期特定健康診査等実施計画）』に基づき、保健事業を実施してまいりました。

この度、両計画の計画期間が令和5年度末で終了するため、計画期間の取組結果や目標の評価を踏まえ、目標達成に向けた効果的な施策展開を行うため、川崎市国民健康保険第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）及び第4期特定健康診査等実施計画（案）を作成いたしましたので、パブリックコメントを実施し、幅広く市民の皆様の御意見を募集しました。

その結果、3通4件の御意見をいただきましたので、御意見の内容とそれに対する市の考え方を次のとおり公表します。

2 意見募集の概要

題名	川崎市国民健康保険 第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）及び第4期特定健康診査等実施計画（案）に関する意見募集について
募集期間	令和5年12月1日（金）～令和6年1月24日（水）
提出方法	電子メール、FAX、郵送又は持参
周知方法	<ul style="list-style-type: none">・本市ホームページ・市政だより（12月1日号）・かわさき情報プラザ（川崎市役所本庁舎2階）・各区役所市政資料コーナー・国保だより（174号）・川崎市健康福祉局保健医療政策部健康増進担当
公表方法	<ul style="list-style-type: none">・本市ホームページ・かわさき情報プラザ（川崎市役所本庁舎2階）・各区役所市政資料コーナー

3 結果の概要

意見提出件数（件数）		3通（4件）
内 訳	電子メール	3通（4件）
	FAX	0通（0件）
	持参	0通（0件）
	郵送	0通（0件）

4 御意見の内容と対応

特定健康診査に関することについて、御意見が寄せられました。

寄せられた御意見は、要望や今後の参考とするものであったことから、所要の整備を行ったうえで、案のとおり「川崎市国民健康保険 第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）及び第4期特定健康診査等実施計画」を策定します。

【対応区分】

- A：御意見を踏まえ反映したもの
- B：御意見の趣旨が案に沿ったもの
- C：今後の参考とするもの
- D：質問・要望で案の内容を説明するもの
- E：その他

【意見の件数と対応区分】

項目	区分					計
	A	B	C	D	E	
(1) 特定健康診査に関すること	0	0	0	1	0	1
(2) その他	0	0	0	0	3	3
合計	0	0	0	1	3	4

5 具体的な意見の内容と市の考え方

(1) 特定健康診査に関すること（1件）

No.	意見の要旨	市の考え方	区分
1	市の検診に化学物質過敏症の診断を追加していただきたい。	本計画における特定健康診査につきましては、メタボリックシンドロームの予防を目的に国の基準に基づき健診項目を設定していることから追加することは難しいものと考えております。	D

(2) その他（3件）

No.	意見の要旨	市の考え方	区分
1	多くの被保険者が特定健康診査を受診するために、医療機関において、化学物質過敏症の被保険者にも配慮した受診環境を整えてほしい。	医療機関における受診環境整備につきましては、今回の計画策定の対象範囲とは異なるため、参考とさせていただきます。 化学物質過敏症は、病態や発症メカニズ	E

		ム等が未解明な部分も多く、確定診断につながる客観的検査や治療法はよく分かっていないとされていますが、柔軟剤の香り等により体調に不調をきたすなどの健康被害を受けている方がおり、その状況に対して周囲の理解を得ることが難しい状況にあります。そのため、国における研究報告等を注視しながら情報収集に努めるとともに、正しい知識の普及啓発を行ってまいります。	
2	<p>来年からは、合理的配慮が義務化されると思いますが、化学物質過敏症に対してもその配慮はしていただけるのか？</p> <p>国が病名登録もしておりますので、病であるだけで、受診すらままならない人権の無い状況の改善をお願いしたい。</p>	御自身にとって快適な香りでも、不快に感じる人や体調を崩す人がおり、公共の場など、人が集まる場所では、香料などの使用に配慮が必要であることについて、引き続き市ホームページ等を活用した普及啓発に取り組んでまいります。	E
3	<p>病院をはじめ、公共施設での芳香剤の使用を止めるようお願いいたします。</p> <p>今回の保健事業から更に拡大し、条令化していただければ尚有り難いです。</p>	いただいた御意見については、今回の計画策定の対象範囲とは異なるため、参考とさせていただきます。	E